

こどもまんなか実行計画 2025 の策定に向けた意見書

こども家庭審議会の各分科会・部会からの意見について

1. 基本政策部会	1
2. 子ども・子育て支援等分科会	6
3. 成育医療等分科会	9
4. 幼児期までのこどもの育ち部会	13
5. こどもの居場所部会	18
6. 社会的養育・家庭支援部会	20
7. 児童虐待防止対策部会	21
8. 障害児支援部会	22
9. こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会	25

こどもまんなか実行計画 2025（素案）に関する意見書

令和7年4月18日

基本政策部会

1. こどもまんなか実行計画を進める上で心がけるべきことに関する意見

- ・実行計画 2025 だけに限らず、「今後も将来に向かって、こども・若者、そして、子育て世代等の当事者が、多様な未来を選び取る権利がしっかりと保障できるような社会にしていくことをお約束します」というようなメッセージをきちんと記載することが重要である。
- ・必要な支援策を考えるとときに、マイノリティーな支援を必要している人に目線が行きがちだが、マイノリティーとマジョリティーの狭間にいる人も困ったりすることもある。常にグラデーションがあるという前提で施策を考えていただきたい。
- ・訴求力の高いパンフレットやアニメーション動画などをつくっていただきたい。デザインは非常に大事。1人でも多くのこども・若者が手に取り、自分事として考えてもらえるきっかけをつくっていただきたい。
- ・記載について、それぞれの施策が切れ目なくつながっているように見えるような工夫を行って欲しい。
- ・施策を実施してどうなったのか、効果をわかりやすく発信しつつ、幅広く知ってもらうことが必要。

2. これからのこども政策の方向性等（こどもまんなか実行計画 2025 第1章）についての意見

- ・第1章においても、主な指標の推移のポイント、現状認識をどこかに書いたほうがいいのではないか。
- ・新規・拡充している施策の中でも特にポイントとなるもの、こども家庭庁として特に力を入れているものを載せるべき。
- ・こども大綱の基本的方針も意識した記述にしてはどうか。
- ・出生数が低下し、こども・若者の自死は増加しているという、命をめぐる2つの危機を深刻に捉え、各施策をこども・若者、子育て当事者の視点で捉え直し、命を守る施策に重点的に取り組むことが肝要。

3. こども・若者の社会参画・意見反映に関する意見

- ・こどもの意見表明、参画を進めていくということがこども家庭庁の存在理由。こどものことを決めるときに、学校、地域、家庭、自治体、こどもの生活領域

の中で当たり前のように意見を聞かれて参加できるということを醸成していくことが、こども家庭庁の大きなミッションである。そういった方向性についても記載を検討いただきたい。

- ・これからもこども・若者の声を聞いていく、声を聞かせてほしい、ぜひ皆さんと対話をしたいということをメッセージとして入れられないか検討いただきたい。
- ・こども・若者意見反映は、基本政策部会において、最も大事にしていくべきテーマの1つ。こどもたちがどのような課題を抱えているのか、どのようなことに関心を持っているのかなどによって、聴き方も変わってくる。国、都道府県、市町村レベルでも、意見の聴き方など方法に違いが生じる可能性もある。丁寧に議論していく必要がある。
- ・自治体における他部署への横展開を目指していきたい。
- ・こども・若者を一緒にして意見聴取するのが難しい場合もある。若者世代に絞ったような意見聴取も実施していただけるとよい。
- ・改めて、評価・検証にも、こども・若者の意見を反映する取組が重要だと強調する記載が必要ではないか。
- ・こどもが意見を言いやすい環境づくりの次のステップとして、こどもの意見を大人がどう受け止めたかという点についてきちんと見極めなくてはならない。中期的にはその視点もアウトカムとして重要である。

4. 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM に関する意見

- ・EBPM シートにおいて各目標・指標が未達であった場合に今後どういう改善を図っていくのかわかるようにしてほしい。数値や記載の文言についても、部会の場でよく確認する機会もあっていいのではないか。
- ・EBPM シートにある指標やデータについて、こどもまんなか実行計画の指標にないものは実行計画にも反映させてはどうか。
- ・EBPM シートは、当該事業の予算の範囲内で達成できる目標設定になっている面があり、大きな政策課題の評価検証の方法も別途考えていただきたい。
- ・こども政策においてEBPMシートを作るというのは初めてのことであり、課題はいろいろあるが、まずはできたことを評価し、今後はそれを毎年少しずつ改善していくのがよい。
- ・今回のEBPMシートは一覧性に優れている。ロジックモデルが用いられてEBPMの資料を作る際、資料が複雑になり、一覧性と理解の簡便さを失ってしまう傾向があるが、このシートはその点で優れた整理をしている。無理に欄を埋めていない空白の部分があるのも良い。
- ・大人や社会、あるいは自分たちが相談する相手を信用できていること

もの割合はどれぐらいなのかという指標を記載していただきたい。こどもの社会参画の文脈からも重要。

5. ライフステージを通じた重要事項に関する意見

- ・青少年教育施設はこどもたちの多様な体験とか遊びの機会を創出する施策を推進していくため重要な施設であるが、老朽化が進み、設置自治体が新築や改築等の大規模改修に踏み切るための予算がない状況にある。青少年教育施設を持続可能な施設にしていくために必要な予算や補助制度の創設を検討すべき。
- ・「外国人等に対する日本語教育の推進」について、外国人のこども・若者等への教育の充実の中で、「生活指導や安全対策」といったような、安全に関する文言を入れられるか検討いただきたい。
- ・「おとなや広く社会に向けたこども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発」は、特にこどもたちが日々長時間を過ごす学校生活の中で、こどもの意見が聴かれ、最善の利益が図られるよう、こどもの権利を教職員が学ぶことを全国の教員研修で必須研修事項とされることが望ましい。教員養成課程でのこどもの権利についての学びの推進が重要である。
- ・権利条約の認知度調査については、こどもの視点から質問項目の在り方についても再検討をいただきたい。
- ・「次期学習指導要領の在り方についての検討」にこどもの権利についての学びを含めていただきたい。
- ・こども時代の性被害その後の人生に長く深刻な影響を及ぼし、次世代へと問題を引き継ぐこともあるため、性被害の予防、早期発見や治療、支援はとても重要。年齢や発達段階に応じて伝える取組が必要である。
- ・『SOS の出し方に関する教育』を含めた自殺予防教育の推進」は、「学校教育における人権教育の推進」との連動が必要。こども自身が「声をあげてよいのだ」と感じられることが重要。大人が SOS に気づき、大人がこどもの声の聴き方を、身につけることも肝要であり、そういったことを教員研修でも含めてほしい。
- ・SOS の出し方に関する記載について、性被害の相談の項目にも入れてはどうか。
- ・「こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」について、犯罪被害だけでなく、昨今、こども自身が加害者になる例もあるため、犯罪・加害といったことに対しても対策する旨の記載を検討してはどうか。
- ・SNS 上のハラスメントやデジタルの性暴力に関する具体的な対策の記載を検討してはどうか。
- ・こどもの情報リテラシー、情報モラル教育等について、専門の指導者を計画的に育成していくことが必要である。

- ・「学年や理解度に応じた防犯教育」のところで、できれば「体験実践型」という文言を入れていただけると良いと考える。
- ・「こどもの権利が侵害された場合の救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知」において、救済機関の意義は、こどもが言語化に至らない「つらい気持ち」もまるごと受けとめること。こどものエンパワーメントを大切にすること。第三者機関として調査権限をもつなど救済（こどもにとっての解決）まで至る機能を持つこと。こどもの権利についての地域での普及啓発を担う役割も重要。こうした視点で進めていただきたい。
- ・調査研究の結果を踏まえて、こどもの最善の利益のための独立した相談救済機関の設置というものを後押ししていくべき。
- ・こどもの声を受け止めて、こどもにとって一番何がよいかということ、一緒に探索して、共に一番よい解決方法を実現していくことが、こどもにとっての救済である。悩みを受け止めるだけではなくて、救済もセットである旨を重視すること。
- ・被害の被害者等となったこどもからの事情聴取の場としての「こどものワンストップセンター」の設置検討が必要。こどもの話、供述録取と医療と心的ケアサービスが1回でできるような、そういったワンストップ対応を推進いただきたい。

6. ライフステージ別の重要事項に関する意見

- ・「いじめ防止対策の強化」については、不適切ないじめ対応でトラウマとなることを防ぐことが重要。学校外に調査、解消に動ける体制整備が急務。
- ・思春期に、家庭や学校に居場所を失った女子が依存対象を求めて自ら性的搾取に遭ってゆく事例も全国で多く見られる。その時期の子ども、特に女子の依存を適切に受け止めなければならない。同時に、プレコンセプションケアに加えて、異性の性との違いや性的同意の重要性などを伝えておく必要がある。また、依存対象を求めて性的に傷ついてしまう女子を責めるのではなく、精神的に温かく受け止めて性の悩みに耳を傾けた上で科学的な根拠に基づいた助言ができるような環境を作っていく必要があり、大人の意識も変わらなければならない。男子に対しての性教育も非常に重要である。
- ・学校ソーシャルワーカーの拡充や「こども家庭ソーシャルワーカー」の学校での配置を推進し、常勤に近い形での配置を進めていただきたい。
- ・若い時期がキャリア形成にとってきわめて重要であることを考えると、増加している若年無業者への政策的支援も重要。背景要因について検討し、それに基づいた対応が必要ではないか。
- ・「地域少子化対策強化事業」について、結婚しなければいけないみたいな雰囲気

気を作ると、若い世代の長期的なライフデザインを制限してしまう。

結婚やパートナーシップをポジティブに感じるようにする政策自体はよいが、事業の指標として結婚支援事業に何人登録する等の直接的な数字を追う形にするのは大綱の基本方針等とも逆行するのではないか。

7. こども施策の共通の基盤となる取組及び施策の推進体制等に関する意見

- ・「こどもデータ連携」は、個人情報保護との関係で難しいテーマでもある。あまり早急に進め過ぎると大きな事故が生じる可能性があり、安全に一步一步意識して歩んでいくべき。
- ・改めて、こども家庭庁は何を目指してつくられた省庁であるのかということをもっとうまく発信していただきたい。
- ・「こどもの権利条約に関する取組」について、今後、定期報告書の審査が見込まれており、先立って委員会による事前質問が提示される見通しであるところ、定期報告書審査が、こどもの権利保障を推進する機会になるよう、審議会においても積極的に取り組むべき。

8. 他部会からの意見

- ・基本政策部会に提出された各分科会・部会からの意見についても、それぞれ十分に尊重して、実行計画案を策定いただきたい。

「子ども・子育て支援等分科会」における
こどもまんなか実行計画の策定に関する主な意見

2025年3月27日

子ども・子育て支援等分科会

- 令和7年3月4日に開催した「第9回子ども・子育て支援等分科会」において、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定についてご意見を伺いました。
 - この中で委員からは、
 - ・ こどもまんなか実行計画 2024 の策定後に取りまとめられた、「保育政策の新たな方向性」や「放課後児童対策パッケージ 2025」に掲げている内容等について、適切に盛り込んでいただきたい。
 - ・ PDCAサイクルを回しながらより良い施策に強化・改善していくため、こどもまんなか実行計画 2024 についての検証・評価を行い、次期計画に反映いただきたい。
 - ・ 子ども・子育て施策を、一層、充実・強化するとともに、各地域の実情への配慮をお願いしたい。
- などのご意見がありました(詳細については別紙参照)。
- こどもまんなか実行計画 2025 の策定に当たり、上記を留意いただくようお願いいたします。

(別紙)「子ども・子育て支援等分科会」において委員からいただいたご意見

○ 保育政策について

- ・「保育政策の新たな方向性」に掲げられた各種施策や、子ども性暴力防止法の施行に向けた体制・環境整備等について、適切に盛り込んでいただきたい。
- ・こどもまんなか実行計画の、「こども施策に関する重要事項」の1つに「子育て当事者への支援」とあり、「柔軟な働き方の推進」「長時間労働の是正」が挙げられています。このことは、保育所等における11時間開所や土曜開所と結び付けていかねばならないと思います。子育て当事者への支援であると同時に、子供にとってふさわしい生活のありようなのか、それから、子どもとその家庭を支える保育士の働き方にも言及する必要があります。
- ・家庭的保育は、定員5人までの小さな保育室ですが、保育者も地域住民であることが多く、地域に根差した、そして敷居の低い誰でもが訪れやすい保育室とも言われています。子育て家庭の生活圏内にある関係機関が今よりもさらに連携し、地域で暮らす子ども・子育て家庭をまんなかに置いて支援する体制を、保育に関しても子育て支援に関しても関係者間で意識して動いていくことが、今後はより重要になると思います。すべての子供の育ちと子育て家庭を支援するため、自治体単位ではなく、子育て家庭の生活圏を意識した小地域単位のネットワーク化が図られることが必要です。
- ・子供たちの健やかな育ちを促すためには、その担い手になる教員や保育士等の人材の安定配置が必須。
- ・「保育政策の新たな方向性」における、多様なニーズに対応した保育の充実として、課題を抱えた親子がどこに住んでいても、サービスを提供できるようにするため、複合事業にするなどの工夫をすることによって、所在のバランスに配慮をお願いします。
- ・外国人労働者が増える中で、異なる文化的な背景を持つ子供への配慮も必要。地域の中で、インクルーシブな保育ができるよう、母語を理解するスタッフを置いたり、あるいは巡回させたりするなどの施策を検討いただきたい。

○ 放課後児童対策について

- ・この4月から、放課後児童クラブの運営指針が改訂され、より現場へ「質」への期待が寄せられています。待機児童解消に視点が行きがちですけれども、放課後児童クラブは子供が主体であります。子供が主体の放課後であり、そして生活の場でもあります。まずは、子供の豊かな生活、それから、育ちを支援する「質」の向上への取組をぜひお願いしたい。
- ・「放課後児童対策パッケージ2025」において、多様な居場所づくりなど重層的な子供の居場所の必要性に触れており、方向性に賛成です。居場所づくりをさらに広げて、属性の異なる利用者が、世代横断で利用できる寛容なサービスを作ってほしいと思います。そういう複合型サービスの創設は人口が減っていく地域の事業者にとっても、新しい可能性になると思います。

○ こどもまんなか実行計画 2024 の検証について

- ・ PDCAサイクルを回しながらより良い施策に強化・改善していくため、「こどもまんなか実行計画 2024」のフォローアップ状況をお示しいただくとともに、検証・評価結果を次期計画に反映していただきたい。
- ・ こどもまんなか実行計画について、こども施策の実施状況を検証、評価して、必要であれば改定する、予算要求に反映させるというプロセスに位置づけるものであり、政策全般において求められているEBPMの流れにおいても非常に大切である。できる限り具体的な数値を出して検証をしていくことが大切である。
- ・ こどもまんなか実行計画 2024 の検証と評価がどのようなものであったか、また、こどもまんなか実行計画 2025につながる政策がどのようなものなのか、こどもまんなか実行計画 2024 で効果的、有効であったかというところから、こどもまんなか実行計画 2025 が出発しているのか、そのようなステップの過程をお示していただけると、検証と同時に皆様の目に触れることで政策が分かりやすくなるのではないかと。

○ その他 こども・子育て施策について

- ・ 都市自治体で行われているこども・子育て施策について、それぞれ多様な実情がある中で、地域の特性であるとか、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施されているところ、都市自治体の実情をしっかり考慮した上で、過重な事務負担・財政負担とならないように、十分な検討をお願いしたい。
- ・ 各事業の円滑な実施に向けて、それぞれの自治体ごとの差が生じることがないように、人材の確保・育成・定着に係る支援についても考慮いただきたい。
- ・ 制度の具体化に当たっては、自治体の準備期間の確保や速やかな情報提供・周知をお願いしたい。
- ・ 児童館は全てのこどもの放課後の居場所でもあり、継続して支援ができる施設、そして、こども・若者の声を聞くことができる居場所となっております。特に中高校世代の居場所が少ない中、児童館ガイドラインには、中高校世代への支援の強化も盛り込まれました。これは、小学生から継続的な支援が必要となります。全国的に、実は児童館は減少傾向にあり、老朽化も進んでおります。児童館への期待や機能についてのさらなる記載をお願いしたい。
- ・ 保護者対応において、教職員等が困ったときに即座にアドバイスがもらえる体制や、都道府県単位ではなく市単位でスクールロイヤーを配置するなどのような強力な支援体制が必要
- ・ 伴走型相談支援のガイドラインについては、当面は様々な課題が出るのが予想されるので、修正・加筆をためらわずに行っていただきたい。
- ・ こども家庭ソーシャルワーカーについて、今年度から認定資格として認められるものになりますので、記載の追加をお願いしたい。
- ・ 地域子育て相談機関について、虐待予防・早期発見を目的としたかかりつけ相談機関に位置づけられておりますので、記載の追加をお願いしたい。
- ・ こども家庭庁ができたことを考えると、こどもまんなか実行計画 2025、いずれも大切な重要な施策とは思いますが、子供ということを考えた場合に、省庁を超えた施策をぜひ作っていただきたい。省庁を超えた子どもとしての全体を見た施策を次回はお願いしたい。

「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に向けた意見書

成育医療等分科会

- 令和7年3月12日に開催した「成育医療等分科会（第5回）」において、母子保健関連施策を中心に、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定等に向けた議論を実施。委員から主に別添の意見が示された。
- 「こどもまんなか実行計画 2025」の策定や、当該実行計画に基づく具体的な施策の推進にあたり、これらの意見の趣旨を十分踏まえていただくことで、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を一層充実させていただきたい。

【成育医療等分科会（第5回）における主な意見】

※現行の「こどもまんなか実行計画 2024」の関係項目ごとに整理。

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進

- ・学校教育の中でも、プレコンセプションケアについての対策を行っていくことが必要ではないか
- ・相談者が相談したいときに相談できることが大変重要。現在、事前予約等で実施しているところが多い状況。ぜひとも 24 時間、複数の手段で相談できる体制の整備について記述をお願いしたい。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの体制整備

- ・もう少し人員を増やしてもらったらどうかと感ずることもあるので、体制整備をした場合に、現場からのフィードバック、どんなことでセンターが困っているのか、十分な支援ができていないのか、そういったことをセンターからフィードバックするような取組があってもいいのではないかと。
- ・こども家庭センターについて、実際は皆さん初めての育児ですと何をやっていいかわからないという中で、そういったサポーターというか、いろいろな第三者の方が一緒に取り組んでいく体制が地域に根ざしていけばいいと思う。これは事故予防の活動でも非常に大切と感ずており、人材育成を含めて進めていただきたい。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供

- ・性と健康の相談センターについて、認知度がまだ低いという気がする。認知度を上げる工夫をしていただきたいということと、こういったセンターにどういう相談が来ていて、どういった対応ができていないのかという結果のフィードバックが欲しい。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

CDR の体制整備に必要な検討の推進

- ・CDR について、事故予防ですとか安全、自殺も非常に増えておりますが、そうした情報がきちんと科学的な検証を基に予防策や対策が導き出されて、その情報が届いていく、周知されていくという体制が全国にしっかりと根づいてほしい。CDR の制度化というのは強くしっかりと推し進めていただきたい。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

入院中のこどもに付き添う家族の環境整備にむけた取組の充実

- ・こどもをど真ん中に据えるためには、親の支援、家族の支援が欠かせない。入院中、家族が病院から出勤して、戻って病院で寝てという日々を長期的に余儀なくされる御家族も多い中、今回のお取組に感謝しまして、引き続き、何とぞよろしくお願いしたい。

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

- ・不就学児等というのは、海外から来られた方のお子さん等の問題とかいろいろあるのですが、外国籍の方の児童の問題が触れられていない。特に配慮が必要な可能性もあるので、どこかで触れられることが大事と思う。
- ・学校健康診断の未受診率というのは、実はデータがない。教育委員会がお持ちなのかもしれませんが、公表されていない。どのぐらいの子どもたちが、小学生、中学生、高校生も含めて、1年に1回も健康診断を受けていない人がいるかというデータがないので、そういうことも調べる必要がある。
- ・不登校のこどもの健康診断の体制、学校健康診断を受けられない子どもに対してどう対応するか。不登校、学校に通えないこどもの健康管理の在り方を考えていく必要がある。

産前産後の支援の充実と体制強化

- ・産後ケア事業について、病院を利用する場合、いったん地域に帰って利用する場合、また4か月以降に利用する場合など、産後ケア事業にはそれぞれの役割があるように感じています。今後特徴や役割を検討するとともに、施設整備・人員配置にも違いがあるため、夜勤の職員配置など同じ条件でよいのかなど精査をお願いします。
- ・産後ケアを終えた後も継続的な支援が必要。一部の自治体に取り組んでいる産前産後ヘルパー事業への国の補助の創設や、保護者のレスパイトのために預けることもできる一時預かり事業、ショートステイ事業の利用のしやすさの向上を図ることで、産後ケアを終えた後も、地域のネットワークを通じて継続的な支援を受けられる体制を整備できる。ぜひ、このような産前産後支援のサービスの拡充をお願いしたい。
- ・オンラインの医療相談というものは、国内の良質なEBPM実現の根拠となるような複数のエビデンスが出てきている。「各自治体は住民向けの産婦人科医や小児科医や助産師によるオンライン相談を整備すべきである」というような、やり方の示唆も含めた記載をしていただけるとありがたいと思っている。
- ・産後ケアに関しては、都市部では、高額な産後ケア、ホテルを使った産後ケアが広がってきている。けれども、その一方で、あまり経済的に余裕のない方が、なかなか産後ケアを受けられないという実態がある。そういった辺りも、少し目を配っていただきたい。

新生児マスキング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

- ・新生児聴覚検査は重要な事業として推進されているところですが、検査結果をとりこぼすことなく確認し、早期療育につなげる必要があります。そこで、母子手帳に予防接種の確認欄があるように、1か月あるいは2か月健診のページに聴覚検査結果の確認欄を設けてはどうかという声があります。

乳幼児健診の推進

- ・今後、乳幼児健診を検討される場合、既存の健康診断は保育所とか幼稚園で行われております。集団の健康診断でありますし、あまり参考にならないと仮にお考えであれば、逆に言うと、そちらの健康診断のレベルを上げていって、そちらの健康診断と個別の健康診断と連動させていくというのが本来の形ではないかと思う。独立して乳幼児健診を進めるのではなくて、既存の健康診断を活用することを御検討いただきたい。

(2) 学童期・思春期

多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

- ・学校でも同じように食育活動を行っているわけで、しっかりと文部科学省とも連携していただきたい。どこどこは単独で行うけれども、どこはどう連携するかということ、ぜひ示していただきたい。

Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こども家庭センターの体制整備

- ・こども家庭センターに直接相談することに抵抗感のある家庭もあるため、身近な相談機関として地域子育て相談機関がこども家庭センターを補完することが期待されている。また、子育て支援センター、子育てひろばと呼ばれる地域子育て視点拠点が、こどもと親子と一緒に遊びながら交流できる場としての機能も持ちつつ、地域子育て相談機関の担い手の一つでもある。ぜひこれらの機関の連携について明記をいただけることで、より包括的な相談体制が実現できると考えているので、お願いしたい。

「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に向けた意見書

幼児期までのこどもの育ち部会

- 令和7年2月18日に開催した「幼児期までのこどもの育ち部会（第12回）」において、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を中心に、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定等に向けた議論を実施。委員から主に別添の意見が示された。
- これらの意見はいずれも、「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や基本的な考え方を踏まえ、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の育ちを、社会全体の全ての関係者が連携して切れ目なく支援・応援していくために、必要と考えられる取組の方向性を幅広く示したものである。
- 「こどもまんなか実行計画 2025」の策定や、当該実行計画に基づく具体的な施策の推進にあたり、これらの意見の趣旨を十分踏まえていただくことで、全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支援・応援するための取組を一層充実していただきたい。

【幼児期までのこどもの育ち部会（第12回）における主な意見（赤字）】
※現行の「こどもまんなか実行計画2024」の関係項目ごとに整理。

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(こども・若者の権利に関する普及啓発)

こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、こどもの権利条約に関する認知度の把握

・ 全てのこどもたちに、こどもの権利について学ぶ機会を提供することが必要。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進)

児童館における遊びのプログラム開発

・ 児童館の職員の人手不足等の課題に対応する取組が必要。

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

・ 医療的ケア児や障害のあるこどもの小学校以降の受け入れに課題感があるため、こどもの発達等の状況に応じて、必要な人材をしっかりと配置できるような仕組みをつくっていくことが必要。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進)

家庭支援事業の推進

・ 親子関係形成支援事業の取組においては、個別のケースに応じて、医者や作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家による支援が必要。

(予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援)

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供

・ 産後すぐに命を落としてしまうこどもを減らすため、予期せぬ妊娠か否かに関わらず、妊娠時にすぐに相談できる体制づくりが必要。

(親子関係の再構築支援)

親子関係の再構築支援の推進

・ 虐待まではいかない、その手前のこどもたちでも、親子関係が上手くいかなかったときなどに利用できる宿泊可能なショートステイの施設の提供等の取組が必要。

(こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

児童相談所の体制強化

- ・ 諸外国に比べて、日本では児童相談所の職員一人当たりの対応ケース数が多く、地方では一つの児童相談所が多くの地域を管轄していることもあるため、改めて児童相談所の職員の配置基準の改善に取り組むことが必要。

(社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

- ・ 地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育においては、地域の中で施設が孤立し、閉鎖的になって虐待等が生じる場合もあることから、特に施設の職員をしっかりと支える体制が必要。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

(「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進)

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

- ・ 幼児期までのこどもに関わる専門職の資格は、保育士以外に、こども家庭ソーシャルワーカーや児童福祉司等もある。これらの専門職においても「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念を踏まえた取組がなされるよう、普及啓発が必要。
- ・ 母子保健・福祉・医療の関係学会や、母子健康手帳など、様々な場面で「はじめの100か月の育ちビジョン」やその普及啓発コンテンツに触れる機会をつくることができるとうい。
- ・ 「はじめの100か月の育ちビジョン」について、企業に対してインセンティブのある形で普及啓発を行うことができるとうい。
- ・ 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた地域コーディネーターの定義や役割を明確化するとともに、乳幼児触れ合い体験の推進も兼ねて、今後も継続的に地域コーディネーター養成事業を実施し、モデル事例の発展と全国展開を図ることが必要。
- ・ 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた調査研究の成果を、具体的な施策につなげていくことが重要。各地域における本ビジョンの理念を体現した取組の好事例を分析・紹介することが必要。
- ・ 社会における「はじめの100か月」の育ちに関する科学的知見の理解や施策への活用が不十分。効果的な情報発信が重要。

(妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供)

出産・子育て応援交付金の推進

- ・ ひとり親や障害児などの支援に限らず、子育て支援全般において、介護の分野におけるケアマネージャーのように、子育て版ケアマネージャーのような伴走者がプッシュ型で支援を行い、必要なサービスなどに繋げるコーディネートをする取組が必要。

(特別な配慮を必要とするこどもへの支援)

医療的ケア児保育支援事業の実施

家庭支援推進保育事業の実施

(保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等)

保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善

- ・ 保育所等における特別な配慮を要するこどもへの支援に必要な職員への研修が必要。
- ・ 医療的ケア児など特別な支援が必要なこどもの保育において、保育者とソーシャルワーカー、保健師、看護師等による協働的な体制づくりを進めるため、互いの専門性を学び合うことのできる研修が必要。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進)

地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・ ひとり親や障害児などの支援に限らず、子育て支援全般において、介護の分野におけるケアマネージャーのように、子育て版ケアマネージャーのような伴走者がプッシュ型で支援を行い、必要なサービスなどに繋げるコーディネートをする取組が必要。【再掲】

地域子育て相談機関の整備

- ・ 地域子育て相談機関の整備を全国的に促進することにより、子育て家庭（ポピュレーション）と要支援家庭（ハイリスク）の支援を機能的なものにしていくことが必要。

体罰等によらない子育てのための広報啓発

- ・ 令和元年6月に児童福祉法等の改正法が成立し、親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化されたが、更なる普及啓発や定期的な国民の意識調査が必要。

(一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進)

一時預かり事業の実施

- ・ こどもの安全を守るため、児童虐待により施設に入所していたこどもの退所後、速やかに保育所への入所または一時預かりを利用できる仕組みが必要。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大)

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進

- ・ 育児休業中を始めとして、男性が子育てに関わることの促進に向けて、産前講座への夫婦による参加を当たり前にしたたり、普及啓発の内容を一層充実させたりするなどの取組の改善が必要。

Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
(子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

こども政策DXの推進

母子保健のデジタル化の推進

保育DXによる現場の負担軽減

- ・ 母子保健のデジタル化や、保活の手続きのワンストップ化など、デジタル化等によって子育てに係る手続き・事務負担の軽減を進めていくことが必要。

こどもの居場所部会における
「こどもまんなか実行計画 2025」に関する意見について

1. 居場所づくりに関連する記述について

- こども・若者の居場所づくりの重要性や活動実態について、一般への周知と併せて、自治体職員等に向けた周知啓発を一層進める必要がある。特に、令和6年度は「こどもの居場所づくりに関する指針」の内容をまとめた広報啓発資料の作成や、地域の取組を可視化するための指標の検討、屋内外の取組や当事者間の有機的なつながりの創出等の好事例の収集が進められており、これらを活用してもらえるよう自治体に働き掛けていくことを明記すること。
- 自治体が居場所の範囲確定に苦慮している現状を改善するための調査研究事業、および地域コーディネート機能を担う団体・個人の配置・活動を促進するための調査研究事業を実施する旨を明記すること。
- 災害時のこども・若者の居場所に関する取組については、項目を新設し、関係省庁との連携を図りつつ、自治体への働きかけを行っていくことや、災害派遣こども・若者支援チーム導入に向けた検討について記述すること。

2. 年齢等を踏まえた居場所づくりについて

- 青年期以降の「若者」向けの対策の意識が全体的に弱いと感じており、改めて施策の対象となっていることを明記すること。また、中高生世代の居場所について、18歳未満のこどもが継続して利用できる児童館について触れること。
- 少年院出院後のこども・若者等、これまでの施策で抜け落ちていると考えられるこども・若者の存在を可視化し、施策の対象として必要な取組等について議論すること。
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」や「児童館ガイドライン」等にある「遊び」の記述等に依拠しつつ、遊びの意義や役割について発信する必要がある。また、学校についても、こども・若者の居場所として重要な役割を果たし得ることを踏まえた施策の展開を行うこと。

3. こども・若者の権利のユニバーサルな普及について

- こども・若者の権利に関する学習については、「こどもまんなか実行計画 2024」において、①全体的にこども・若者が、学習の「客体」（教えられる者）として扱われているように読めること、②特に課題を抱える一部のこども・若者のみに出張講座等により対応することは、こども・若者全員が自らの権利を学ぶべきという観点から必ずしも適当ではないこと、に課題がある。全てのこども・若者が多様な居場所（家庭・学校を含む）で権利を行使する主体として自らの権利を学ぶことの重要性とともに、既存の施設や関係性を活用して総動員で普及に取り組むことを明記すること。

4. こども・若者の声を聴くということの内実について

- こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った取組の進め方について、現状ではある種のステップとして義務化してしまっている事例も多いと感じている。こども・若者の声を形式的に聞くのではなく、そこから一歩進んでその地域に生きるこども・若者の目線に立つための取組が必要であることを明記すること。
- 自治体職員が各種事業を展開するにあたって、既にこどもの居場所でもあり、こども・若者の声を聴くことができる児童館の積極活用を図るなどの姿勢が重要であることを追記すること。
- こども・若者に非行等の経験がある場合には、被虐歴等の背景があり得ることを踏まえた支援が必要であることを前提とした記載とすべき。

5. こども・若者に関わる職員のキャリアパスについて

- 現行ではこども・若者を支える多くの人々の雇用が不安定であり、キャリアパスを描きづらい状況となっている。人材育成や処遇改善に取り組んでいく方向性を明記すべき。

6. その他（こどもまんなか実行計画 2024 に対して）

- 「相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知」（P. 7）において言及されているオンブズパーソンは、こども・若者への対応を前提とした制度ではなく、設置のない自治体もあることから、例えば人権擁護委員（法務省）等、こども・若者の相談を受けることができ得る他の例示と併記することとしてはどうか。
- 「通学路の安全性の確保」（P. 11）において、まち全体でこども・若者が安心・安全に過ごせる環境となるよう、おとなが環境整備することを前提に、
 - ・交通安全について啓発する機会等について、小中学生の時期を中心に、改正児童館ガイドラインに基づいて児童館で設けるとともに、
 - ・学校教育等においてもさらに取組の充実を図ることを追記すること。

こどもまんなか実行計画2025の策定に向けた

「社会的養育・家庭支援部会」意見書

1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

《家庭支援事業の推進》

- 家庭支援事業について、引き続き市町村において実施拡大に取り組むべきであり、担い手となる自治体や施設の理解促進や、情報・ノウハウの横展開に取り組みつつ、必要な施設等の活用、人材配置について検討を行う必要がある。
- こうした取組を通じ、また、民間企業等とも連携しながら、子育て家庭に対してより能動的にかかわることができる体制を構築することが必要である。

《里親等委託の推進》

《特別養子縁組の推進》

- 困難な課題があるこどもが増加している中で、里親等委託や特別養子縁組を進めるに当たっては、里親等や養親希望者を支援する里親支援センター等の専門的なフォローを受けられる体制を強化するとともに、こどもを受託する専門里親の有効な活用方法等について検討することにより、家庭養育の更なる推進を図る必要がある。
- 里親家庭を支援していく上では、自治体のみならず、学校や里親を雇用する民間企業等、様々な機関が連携しながら、支援体制を構築していく必要がある。また、支援に当たっては、こどもの意見を聴く仕組みの整備も重要である。

《施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換》

《児童養護施設等における人材育成》

- 様々な背景により、困難な課題があるこどもが増加していることを踏まえ、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるに当たっては、職員の専門性を向上させるとともに適切な職員配置についての検討が必要である。また、人材確保・育成・定着に向けた環境づくりが行われることも重要である。

《自立支援の強化》

- 自立支援の強化に当たっては、当事者の声も聞きながら、社会的養護経験者等が地域での生活にスムーズに移行できるよう、様々な関係機関の連携のもと、継続的・包括的な支援を受けられる体制を構築する必要がある。
- これまで公的支援につながらなかった若者等について、様々な背景を踏まえ、社会全体で自立支援する仕組みの構築が必要である。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

《地域の子ども・子育て支援事業の推進》

- 休日夜間も含め、地域で子育てをバックアップできる仕組みが必要である。

こどもまんなか実行計画 2025 の策定に向けた

「児童虐待防止対策部会」意見書

こどもまんなか実行計画 2025 の策定においては、こどもまんなか実行計画 2024 に引き続き、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策の内容をしっかりと盛り込むことが重要であり、その際、以下の点について留意が必要である。

こども大綱

第2 こども施策に関する基本的な方針

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 について

(こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進)

- こども家庭センターで実施するサポートプランの作成は、行政側が一方的に作成するものではなく、支援対象者と協働・共有して作成するものであるため、その点をしっかりと伝える必要がある。
- こども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会を十分に活用しつつ、こどもを中心とした支援が提供できるよう支援方針を関係者と十分共有し、全体をグリップできる体制をつくる必要がある。

(親子関係の再構築支援)

- 一時保護や里親委託、施設入所等となったこどもが家族とつながりを維持し、親子関係の再構築や安全な家庭復帰ができるよう、一時保護中や措置中も児童相談所と市区町村が協働して交流や家庭の支援を継続し、包括的・継続的支援への接続等を行う必要がある。

(一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援)

- 虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所については、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会と連携することにより、十分に機能することが重要である。

(こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

- 令和6年度から始まったこども家庭ソーシャルワーカー認定資格について、資格取得後の状況調査が必要である。

「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に関する

障害児支援部会委員の意見

地域におけるインクルージョン推進について

- 保育園での医療的ケア児・障害児の受け入れの努力は大きく前進している。幼稚園も含めた地域で一体感のある取組をできるよう連携強化を進めてほしい。
- 地域におけるインクルージョン推進のために、地域の保育所や幼稚園において、児童発達支援事業所を併設して開設することができるようになってきているが、現場において適切な事業所の運営・発達支援がなされるようなガイドライン等の検討が必要と考える。
- インクルージョンを推進するためには、同じ場所で障害のないこどもと障害があるこどもがただ一緒に過ごせばいいわけではなく、障害の「社会モデル」、「人権モデル」に基づき、障害のあるこどもの人権を尊重しながら、ともに理解し合い学び合うための環境を整えることが重要。そのためには、こどもたちと直接関わる保育士や児童指導員、教員が、障害への理解をより深められる取組や仕組みづくりが必要。
- 児童発達支援センターの中核的機能の強化について、地域のインクルージョンを進めるためにも、「地域の児童発達支援事業所と協働し」という文言を挿入してほしい。
- 市町村における障害児支援の強化策について、いくつかの好事例（特に人口規模の少ない地域での取組）を共有しながら、児童発達支援センターの機能を発揮させるための新たな人員の配置・増員に取り組む必要がある。その際には、都道府県としてどのような協力や支援が必要なのかを市町村とともに検討することも求められるため、都道府県からの支援例も含めた好事例の提示が必要。
- 障害のあるこどもとないこどもが可能な限りともに過ごすために、省庁を横断した総合的な障害理解推進に係る施策の推進について記載してほしい。

専門的支援が必要な障害児に対する支援について

- 視覚障害や聴覚障害、重症心身障害などの重複障害をはじめとし、さまざまな障害のあるこどもに対しては、背景・状況に応じた専門的な支援を行ってほしい。
- 医療依存度の高い医療的ケア児については、適切な支援が受けられないまま長期的に家庭内ケアが行われ、親の高齢化によって初めて社会的支援・サービスが介入する場合も多い。そのような者に対してはより高度で困難なケアが求められることが多いが、対応できる専門人材や事業所はほとんどないのが現状。社会的コストの適正化の視点からも、乳幼児期からの発達障害支援を加速し、専門的な支援が必要なこどもたちに対するより手厚い支援体制を進めてほしい。
- 医療的ケア児、発達障害・知的障害を持つこどもたちをはじめとして、18歳の壁が大きく立ちはだかっている。厚生労働省との連携強化による児者接続支援の強化、地域包括支援システムから取り残される人のいない地域づくり、地域間格差の解消についても明記してほしい。
- 医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確にし、医療的ケアが必要なこどもたちやその家族が安心して様々なサービスを使いながら成長できることが望まれる。

- 医療的ケア児の移動支援について、通学や放課後等デイサービスへの移動、通所支援事業所からの帰宅など、子どもの一日の生活の流れに着目した生活動線を柔軟に支えられるよう、移動支援事業の使い勝手を向上させてほしい。
- 5歳児健診の実施が増えていくに従い、これまで以上に子どもの発達相談支援体制の充実が求められる。そういう点で「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」は非常に重要。また、こども家庭センター等の母子保健や児童福祉の担当部署などとの連携も重要となる。
- 専門的支援が必要な障害児への支援策として、児童発達支援センターに配置されている医療系の人材を地域の事業所等の支援に活用することや、支援が可能な人材を各事業所で育成するための専門家の巡回チームを圏域や都道府県単位でつくることなどが考えられる。
- 強度行動障害と呼ばれてしまうこどもには、小さい頃から芽があると考えている。本人への徹底したアセスメントが重要で、同時に支援者に対する研修の充実も必要。
- 専門的支援が必要な障害児への支援強化の観点から、看護師の中でも小児を希望する看護師は全国的に人材不足にあることから、看護師の確保につながる様々な方策を検討するとともに、関係省庁に働きかけてほしい。

居場所支援の充実

- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの放課後の居場所はそれぞれ厳しい状況にあり、障害のあるこどもの支援においては非常勤やパートによる支援によってなんとかしているというのが実態。特に障害や支援の困難さが大きいこどもに対しては、加配等の増員が必要でも出せないというところも多い。放課後児童クラブであっても加配できる仕組みや補助が、インクルージョン推進の観点からも必要。
- 障害のあるこどもたちにとって、放課後の時間は、こどもたちが自分らしさを主体的に模索するための大切な時間だが、そのような場を提供する役割を担う放課後児童クラブや放課後等デイサービスでは十分なサービス提供ができるような体制に必ずしもなっていない。障害のあるこどもの放課後の生活の充実を図るための施策を強力的に推し進めてほしい。

人材確保・職場環境改善

- 学校の先生や保育士、福祉を担う人材の確保・育成は急務。保育士は時代に合わせ求められる専門性がどんどん広がる中、保育所や特に福祉で働く保育士の対価が低すぎると感じており、賃金のベースアップが必要。
- こどもや家族の支援にかかわる人材の確保や育成においては、現実問題として、担い手自身が喜びを感じながら、仕事におけるキャリアを形成できる環境作りが十分に進められているとはいえ、支援者のメンタルケアを行うための具体的な方策が求められる。
- 現場で取り組むべき事業が増えても実行する人員がいなければ、現場職員の負担が増すばかりで事業の目的が果たされないため、事業の実施に当たっては、人員配置なども含めて積算し予算化することを望む。
- 地域におけるインクルージョンを推進するためには、児童発達支援センターの中核的機能強化に取り組む人材の確保が必要である。

障害のあるこどもの学び

- 地域のインクルージョン推進の取り組みを進める上で、文部科学省とのより積極的な連携強化が必要と考える。インクルージョンを推進する上で最も重要なのは教育現場であり、省庁横断の支援施策を基本に掲げてほしい。
- 教員や保育士の養成校において合理的配慮を学び、実際の支援に活かすための統一的なカリキュラムが必要と考える。あわせて、教員が疲弊・離職することなく安心安全にモチベーション高く働けるようなフォローの仕組みも大切。
- 学校や放課後の居場所など、それぞれの場における役割や支援方針を共有できるような連携が必要であり、連携に当たり専門家がしっかり関与できるような仕組み等を示していくことも重要。
- 障害のあるこどもとないこどもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進に向けて、文科省がモデル事業をやっており、今後、その課題と成果の検証等が必要。
- 障害のあるこどもが入院等により日常と異なる場所で過ごすことになった場合でも、施設の自助努力等に頼らず、可能な限りそのこどもの状況に合わせた学習機会を確保できるようにしてほしい。

家族支援の充実

- 障害児支援に取り組むに当たっては、障害のあるこどもをはじめとし、全てのこどもとその家族を、社会全体で支えていくという意識を持つことが重要。
- 障害者や発達障害児の支援の一つに保護者の負担感を軽減することがある。制度の充実も大切だが、実効性がなければ意味がないため、保護者の負担感の軽減に関する指標があってもよいのではないか。
- 発達障害等の診断に当たっては、医療機関での長期の初診待機期間が発生していることから、円滑に発達検査・診断・診療が実施できるよう体制整備施策を充実してほしい。

地方自治体との連携

- 都市自治体で行われている障害児・医療的ケア児等への支援については、それぞれ多様な実情がある中で、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施していること等から、「こどもまんなか実行計画」の策定に当たっては以下の点に留意してほしい。
 - ・ 都市自治体の実情を考慮した上、過重な事務負担、財政負担とならぬよう、十分に検討してほしい。
 - ・ 各事業の円滑な実施に向けて、都市自治体ごとの差が生じぬよう、人材の確保・育成・定着に係る支援についても考慮してほしい。
 - ・ 制度の具体化に当たっては、都市自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を行ってほしい。
 - ・ 障害児の短期入所について、利用者の需要に応えられるよう、事業所数の増加等、体制整備に繋がる施策を推進してほしい。
- 地域において障害児支援施策に取り組む際は、当事者団体等との連携体制を構築することが重要である。

こどもまんなか実行計画 2025 の策定に向けた主な意見

(こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会)

令和7年1月23日の「第2回ひとり親家庭支援ワーキンググループ」及び同年2月27日の「第1回こどもの貧困対策推進ワーキンググループ」において「こどもまんなか実行計画 2025 の策定に向けた意見交換」を行った。意見交換で出た主な意見について、以下のとおり整理した。

1. 相談体制強化・人材確保

- いまだに離婚が成立していないと相談を受けないという機関がある。離婚前の相談のニーズは非常に高いことから、離婚前の方が母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等に相談できるよう徹底すべき。
- 支援が必要な方に支援を届けるために、地域の民生委員に対して、こどもの生活・学習支援やひとり親家庭等日常生活支援事業などの制度周知を行うことが効果的ではないか。
- 自ら必要な情報にリーチするのが難しいひとり親もいると思うので、本当に必要な人に情報を届けて活用してもらえるよう、手続きを踏むところまでサポートできると良いのではないか。
- 必要な人に支援が届く仕組みを作るためには省庁をまたいで制度化し、制度、予算、計画がどこにあるのかを見える化していく必要があるのではないか。
- 相談支援に従事する母子・父子自立支援員等の質が担保されなければ制度を整えてもひとり親の方に届かない。支援員の質の担保・専門性の向上は重要であり、支援員の待遇改善を図るとともに研修に参加できるような体制を作してほしい。
- 各自治体では人がおらず、人材の取り合いになっているのではないか。地域格差を踏まえた上で、地域による差が出ないような人材養成計画をどのように立てていくのか、検討が必要ではないか。
- 現在の物価高の中で、対人支援だけではなかなかつながることができないような家庭が現金給付的な支援をきっかけにしてつながってくるケースが多い。対人支援と現金給付的な支援の組み合わせは効果的であり、今後の一つの方向性ではないか。

2. 生活支援と学習支援

- 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、自治体での実施促進を図るほか、急な利用にも対応できるよう運用を改善してほしい。
- 自治体に「ひとり親家庭地域生活支援事業」の周知・働きかけを行い、離婚前後における母子生

活支援施設の活用を促してほしい。

- 父子家庭であっても住まいに困るケースがある。父子家庭に対する住まいの部分の支援の薄さを感じるため、父子家庭に対する居住支援が必要である。
- 大学受験料の補助については、中核市の補助率が低いため実施率が低くなっている。実態と合わせて上限及び補助率を上げてほしい。また、こどもの生活・学習支援事業の対象について、高校生までを対象としている自治体が少ないことから、ひとり親家庭の高校生が受験料の補助を受けられるように制度を運用してほしい。
- ユニバーサルな支援が進むことで、さらに教育格差が広がることを懸念している。学習支援を実施したくてもなかなかできない自治体への財政的支援について配慮してほしい。
- 学習支援において個別支援が必要なこどもの話し合いをするケア会議のような場が必要ではないか。
- 地域こどもの生活支援強化事業について、実施団体によっては、こども食堂などの開かれた場で気になるこどもをキャッチし、支援につなぐことに難しさがある。実践として広がっていくよう自治体が取り組みやすい事業にしてほしい。
- 多世代交流や孤独・孤立対策といった多義的な目的を持つ子ども食堂に対して、ひとり親家庭支援の予算から支援を行う必要性について、一度立ち止まって考えるべきではないか。

3. 就業支援

- ひとり親家庭の親の就労支援においては、本人の話を聴きながら伴走支援をするメンターの活用が効果的である。

4. 経済的支援

- 児童扶養手当について、最低賃金も上がっている中、働き控え等の問題も生じているため、所得制限額の引上げや撤廃をしてほしい。また、扶養義務者の所得制限の引上げについても検討してほしい。

5. 教育支援

- 高等教育の負担軽減が進んできているが、入学金の支払いができずに合格を手放したり、押さえの大学に入学金を二重に払わなくてはならないという入学金の問題についても配慮してほしい。
- 高校生等奨学給付金と就学支援金の給付時期について、手続きをプッシュ型にして早く支援金が出るような工夫をしてほしい。

- 貧困家庭のこどもが不登校になると、無料の居場所、行き場所がないために学びから外れ、孤立してしまう。貧困家庭の不登校のこどもへの対策について検討が必要。また、その際、福祉部局と教育行政との連携体制を自治体まで波及させていくことが必要ではないか。

6. その他

- 各種手続きについて、忙しいひとり親がスマートフォンでWEB申請ができるようDX化を進めるべき。DXを活用したプッシュ型のこどもの貧困対策、ひとり親支援が項目立てとして入ると良いのではないか。
- 各自治体がこども計画を策定する中でKPIを考えていくが、自治体によってばらばらであり、どんなKPIを設定していいかわからない。KPIがばらばらになっていくと、各自治体の取組が国全体の取組につながっていくような動きになりにくいのではないか。
- 様々な支援メニューがあるが、自治体の状況を見るとほとんど活用されていない事業ばかりでもったいない。小規模な自治体でも取り組みやすいよう、補助率のかさ上げも含めた財政的なケアが必要ではないか。
- 貧困は厳しいところから緩やかなところまでグラデーションがあり、ひとり親だけでなく両親が揃っていても困っている人はいる。厳しいほうに狭くなり過ぎずに考えていくことが大事ではないか。
- 働けない方や所得の低いひとり親の方の就労を支援して、ひとり親を経済的に自立させていくということが前面に出ているような印象があるが、こどもだけでなく保護者も休息できるような方向性も大事ではないか。
- ユニバーサル支援ということで、所得に限らず、高校無償化を含め全てのこどもに同じだけの再分配をする傾向があるが、結果として大きな差が出てしまう。ユニバーサルな支援とはどういうことなのか再考が必要ではないか。
- ひとり親家庭に限らず、社会全体でこどもを育てていくという意識の醸成や、こどもを育てる親に対しての理解について企業への啓発等も必要ではないか。